

弘化元巳年三月十三日

時節外れ之野菜もの賣出間敷事

覺

野菜もの賣買觸之元、新生姜貝割菜迄も賣買差支候趣ニ付、右者初ものと申も無之候間、唯今迄之通賣買不苦旨、去ル寅年申渡候處、此節ニ至り候ハ、右作り方ニ事寄、時節外れ之品をも作出賣買致し候趣相聞、如何之事ニ候、先達も相達候通、假令御膳御用ニ候とも、一旦停止之品ハ、決而御用ひ被遊間敷旨、御沙汰も有之候儀ニ付、右様格別難有思召之程、此上ニも下々迄厚相心得、去ル寅年相觸候通、相守猥に時節外れ之初もの等賣買致間敷旨、町中江可被申渡候事、右之通、町奉行江相達候事、

初物

〔易林本節用集波言語初物〕

〔書言字考節用集服食初物〕

〔倭訓栞中編十九〕はつもの俗語にはつもの七十五日といへり、世説故事苑に、家庸賃一夫始來、

七十五日如盤玉轉、次七十五云々と見えたり、よて穀菜の新産も、其初めつらしく賞愛すべきをもていへる成べし、

〔俚言集覽波〕初物七十五日 俗に初物をくへば、七十五日生延ると云は、訛傳なるべし、前後七十五日の間は、なべて初物なりと廣くいひたる詞なるべしと云り、又一説花墜て後七十五日、初めてその實食ふべしといへり、

〔殿中申次記〕六月二日

禁裏様へ參

一初瓜 一籠 佐々木中務少輔入道

八月朔日